

【電波有効利用の促進に関する検討会】

適合性評価機関から見た 国際整合性のある流通規律に関する一考察



2012年9月14日

電気通信端末機器試験事業者協議会(JVLATE)

株式会社ディーエスピーリサーチ

中西 伸浩

JVLATEについて

- ◆ 1999年に郵政省のアドバイスで6民間試験事業者で発足しました。
- ◆ 現在15試験事業者、5製造業者、1団体、1大学で構成されております。
- ◆ 全民間証明・認定機関および財団法人電気通信端末機器審査協会(JATE)が加盟しております。

登録証明機関 12社(2012年9月現在)中10社が、加盟

登録認定機関 4社(2012年9月現在)が、加盟

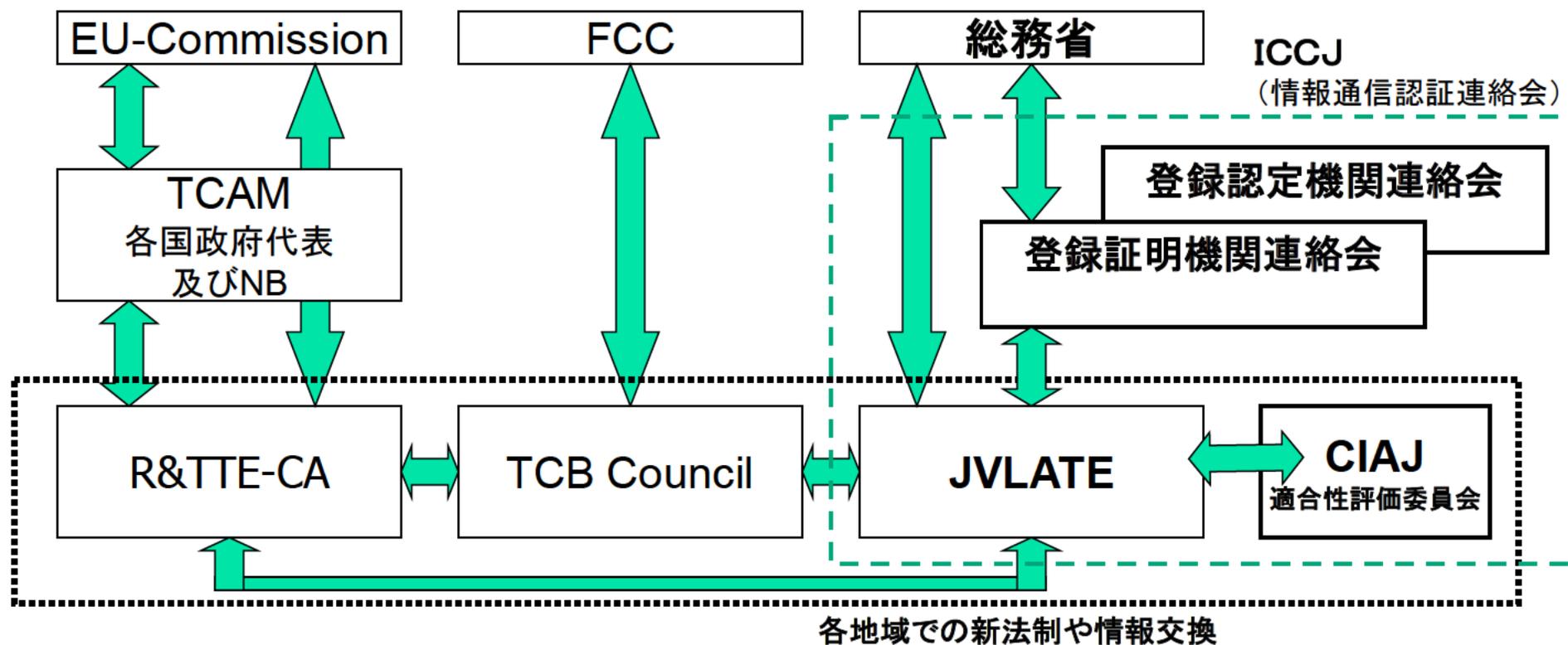
協議会の目的

- ◆ 無線有線機器の試験品質の向上とその試験の標準化を進め、またその技術情報を交換を行う。

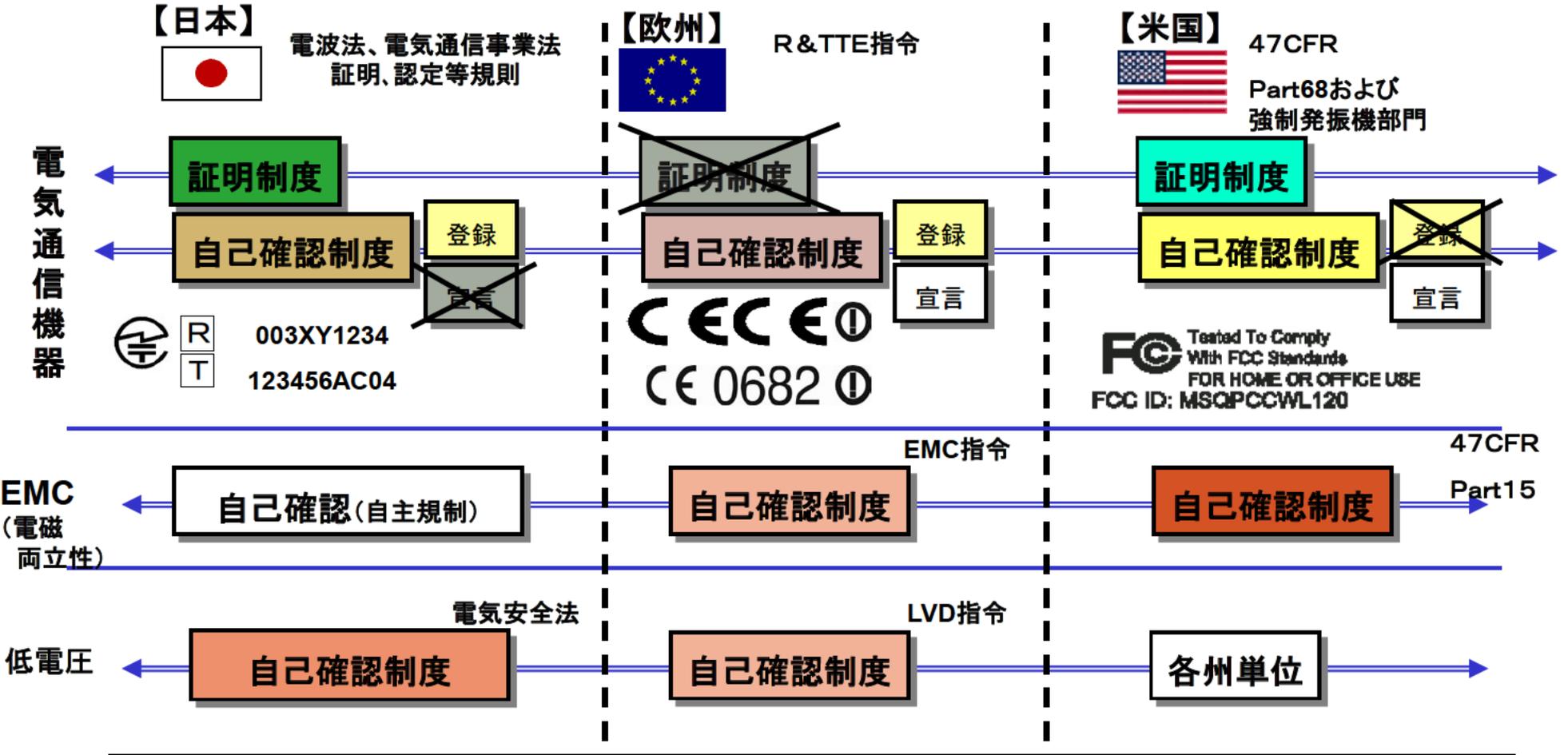
国際連携

- ◆ 米国TCBカウンスル(適合性評価機関連絡会)
- ◆ 欧州R&TTE-CA(電気通信機器・技術基準協議会)

欧州・米国・日本の関連団体



日欧米の無線・有線端末機器の認定等制度の比較



日本と欧米の電気通信機器分野の制度比較に関する考察

- 「欧米では許可されているのに、日本では不可なので、日本独自の規制を撤廃してほしい！」
- 「日本の制度は難しすぎるので、簡素化してほしい！」

上記が電気通信機器メーカー等からの典型的な要望事項で、機会があるごとに挙げられております。

しかし、前ページどおりに、日本の制度にかたよりや不備はなく、十分に各国と肩をならべられる制度であると思います。

ただし、以前より日本は自国の制度の告知・広報が貧弱なため上記のような意見を言われている傾向があるのも事実です。

第1日目 平成24年3月29日(木) [各国における基準認証制度の概要]		第2日目 平成24年3月30日(金) [基準認証のケーススタディー]	
09:15	開 場	09:00	開 場
09:40	開会挨拶 総務省 電波部長 鈴木 茂樹(すずき しげき)	09:20	「各国協力団体紹介」 電気通信端末機器試験事業者協議会 議長 中西 伸浩(なかにし のぶひろ) TCBカOUNシル(電気通信端末機器認証協議会/米国) 議長 Mark Briggs(マーク・ブリッグス) R&TTE CA(無線及び電気通信端末機器適合協会/欧州) 議長代行 Jan Coenraads(ヤン・クーナース)
09:50	①「日本における無線通信機器の基準認証制度の概要」 総務省電波部電波環境課認証推進室 室長 菅田 洋一(かんだ よういち)	09:40	⑧「ICCJの紹介とケーススタディーの解説」 情報通信認証連絡会(ICCJ) 周知・広報WG 主査 中西 伸浩
10:20	②-1「日本における電気通信端末機器の基準認証制度の概要」 総務省電気通信事業部電気通信技術システム課 課長補佐 篠澤 康夫(しのざわ やすお)	10:00	⑨「基準認証のケーススタディー(各国比較ディスカッション)」 コーディネーター: 情報通信認証連絡会(ICCJ) 周知・広報WG 主査 中西 伸浩 ⑨-1「技術基準適合性機器の表示について」 BayArea Compliance Laboratories(米国) Hans Mellberg(ハンス・メルバーク) R&TTE CA(無線及び電気通信端末機器適合協会/欧州) Jan Coenraads(ヤン・クーナース) 財団法人テレコムエンジニアリングセンター(日本) 小貫 義則(おぬき よしのり)
11:00	②-2「日本の電気通信機器の認証のケーススタディ」 財団法人電気通信端末機器審査協会 機器審査部 主幹 荒川 闊(あらかわ ひろし)	(15分休憩 を含む)	
11:20	②-3「携帯電話の緊急通報に関して」 電気通信端末機器試験事業者協議会 議長 中西 伸浩(なかにし のぶひろ)	11:40	昼 休 み
11:40	昼 休 み		
13:00	③「欧州R&TTE指令の制度の最新状況について」 R&TTE CA(無線及び電気通信端末機器適合協会) Jan Coenraads(ヤン・クーナース)	12:50	⑨-2「SARについて」 Micom Labs(米国) William Graff(ウィリアム・グラフ) Trac Global(欧州) Ken Anderson(ケン・アンダーソン) 独立行政法人情報通信研究機構 渡辺 聡一(わたなべ そういち)
14:00	④「ドイツ連邦の市場監視制度について」 Federal Network Agency(連邦ネットワーク庁) Franz Mueller(フランツ・ミュラー)	14:10	休 憩
14:30	休 憩	14:40	⑨-3「モジュール認証について」 American Certification Body(米国) Michael Derby(マイケル・ダービー) Cetecom ICT(欧州) Uwe Kartmann(ウベ・カートマン) 株式会社ディーエスピーリサーチ(日本) 富樫 浩行(とがし ひろゆき)
15:00	⑤「FCC規則と最新状況について」 FCC(連邦通信委員会) George Tannahill(ジョージ・タナヒル)	16:00	閉 会(ワークショップ終了)
16:00	⑥「シンガポールの通信機器の認証制度について」 IDA(シンガポール情報通信開発庁) Foo Kai Maun(フー・カイ・マン,TUV SUD PSB所属)		
16:20	⑦「各国の基準認証制度の概要」 未来オピニオン研究所 小泉 則彰(こいずみ のりあき)		
16:40	閉 会		

全世界の自己確認制度における種類の説明



Type-A



認定試験事業者による
試験実施



監督局への届出



Type-B



自己確認処理



自己確認処理

Type-C



総務省自己適合確認
制度

認定試験事業者によらない
試験実施



監督局への届出



Type-D



自己確認処理



自己確認処理

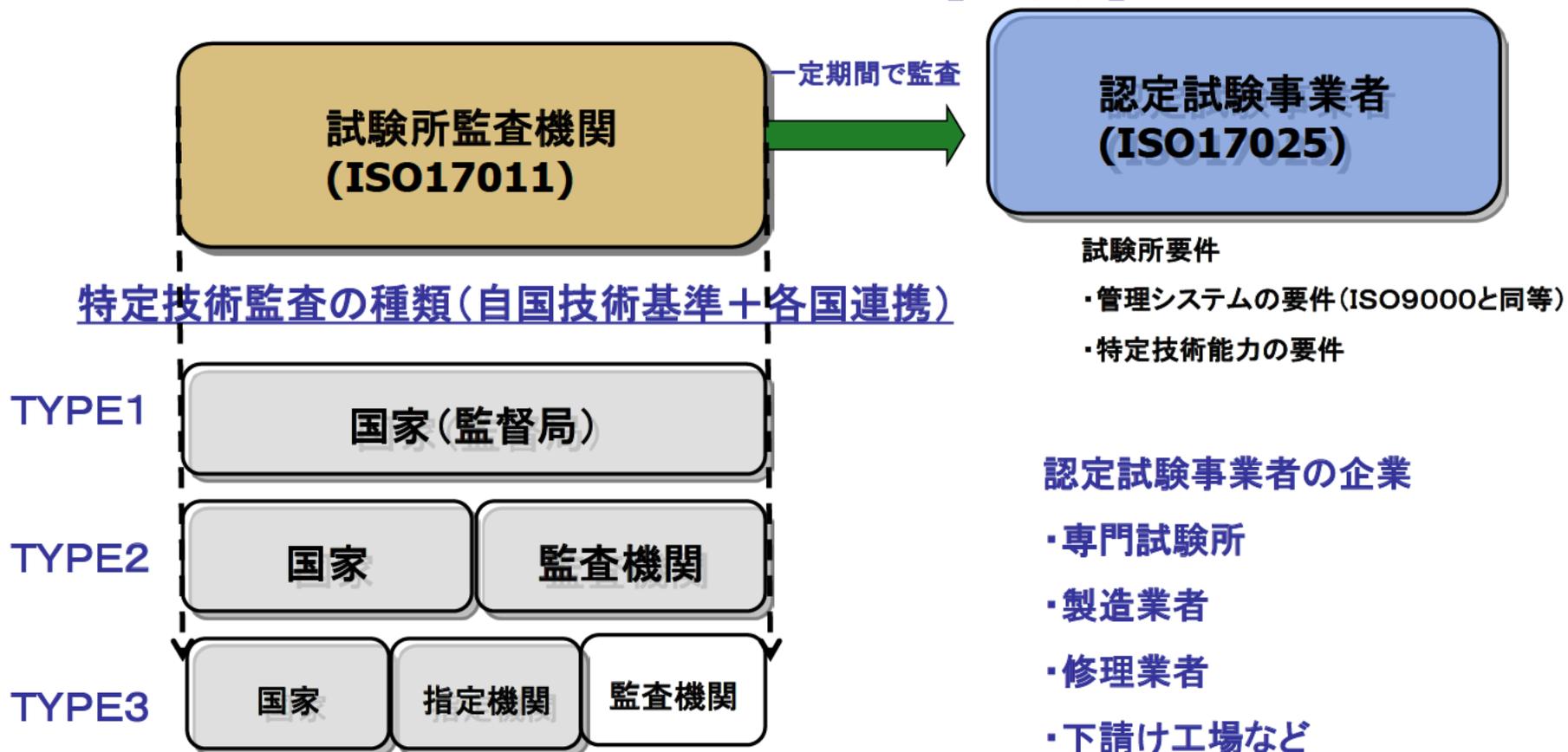


量産工程

* APEC MRA TASK FORCE MEETINGにおけるSDoCの区分

全世界の試験所における認定制度の同等性について

【試験所】

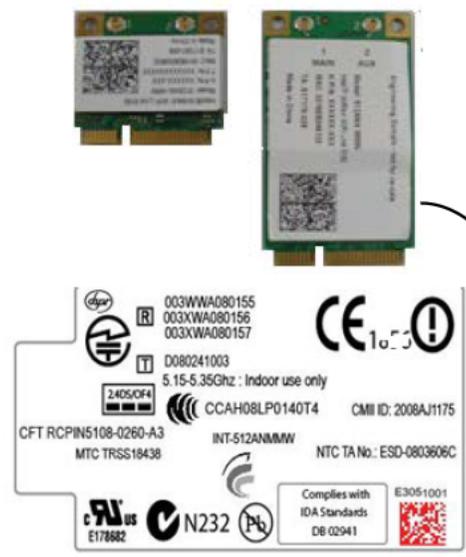
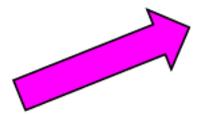
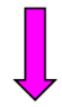


無線機器のモジュール化

～無線機器の発展による変遷～



無線機器の要件
無線部
電源部
操作部

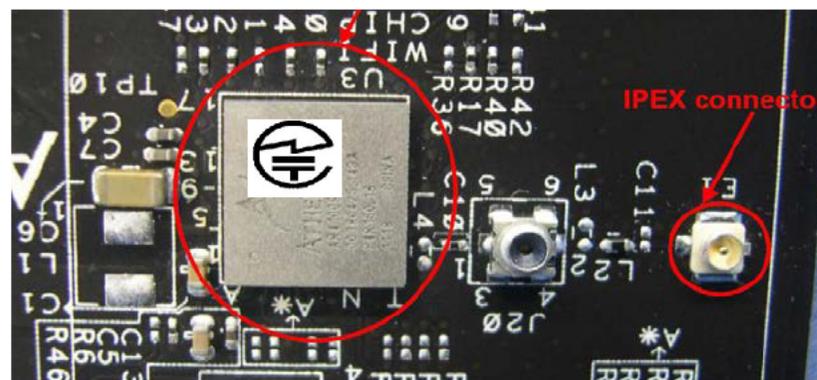


アンテナ



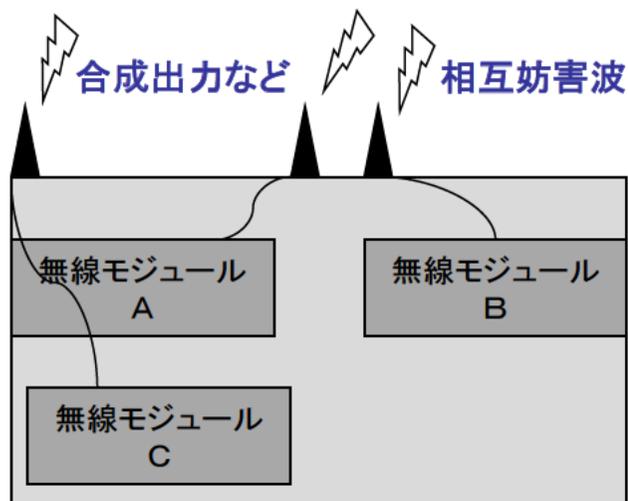


無線モジュールは、より小型化



半田付けによる表面実装タイプへ

無線機器モジュールの発展に対応した 正しい適合性評価の考察



☆モジュール単位での適合性評価のメリット

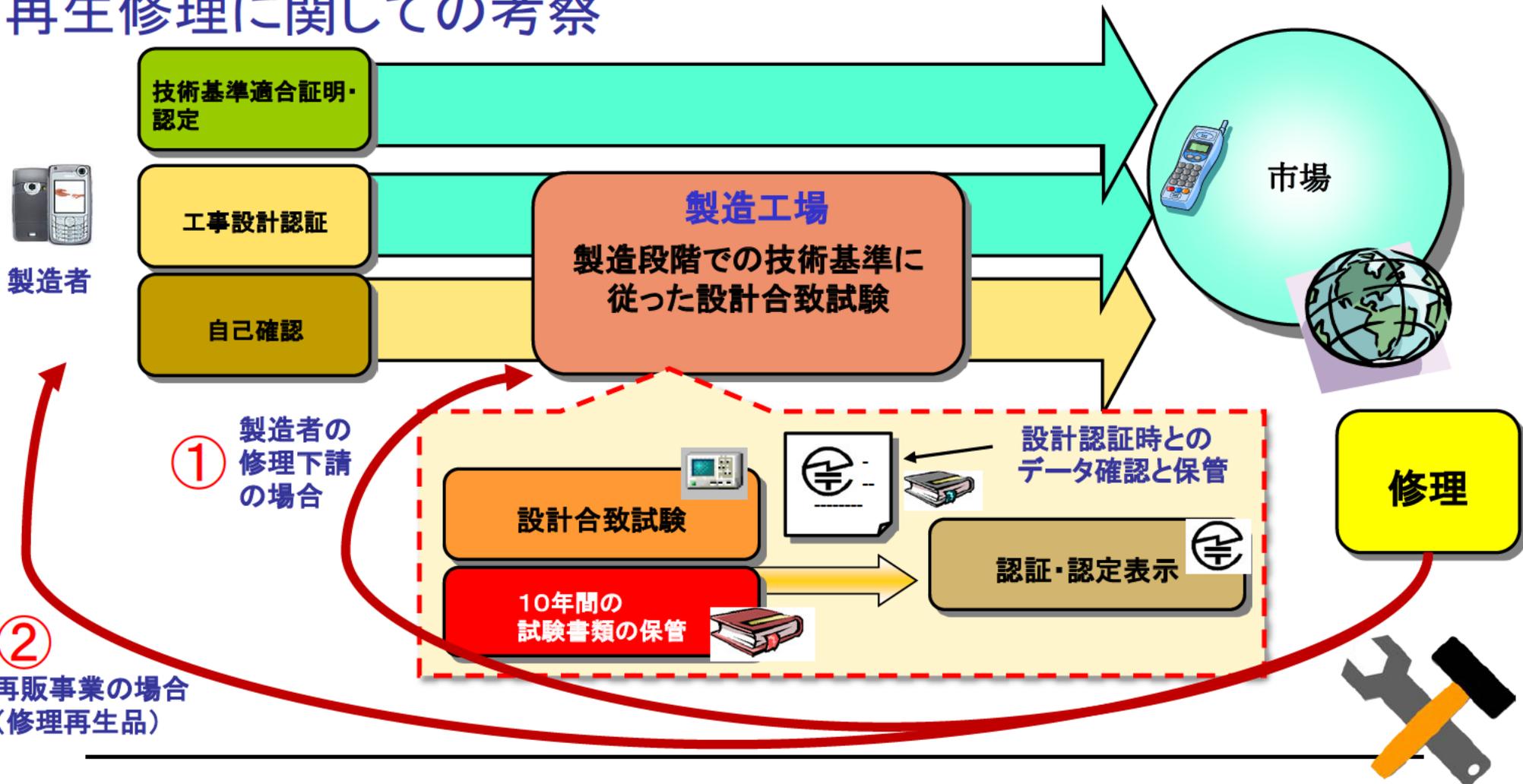
- ✓ 無線技術の発展に対応した適合性評価が可能
- ✓ 専門知識に頼らず装着が可能

☆装着された装置全体としての無線機器の考慮点

- ✓ モジュール単位での適合性評価の条件を理解
- ✓ 装着された複数のモジュールの技術基準における相互干渉
- ✓ 装置全体での適合性評価の配慮

「認定・証明制度の概要」については【参考】資料を参照

再生修理に関する考察



無線機器の修理再生についての考察



① 製造業者(認証取扱業者)の下請けとして、修理再生を行う場合

⇒メーカーが工事設計認証取得時に提出する確認方法書(対象設備を認証設計どおりに製造することを確認するための品質管理の流れ。例えば、組立工場のリスト及びISO9000証明書等)に、修理再生事業者の追加などの手続きを行うことで可能。

② 再生修理品の再販事業を行う場合

⇒工事設計認証の設計合致義務および実施記録の保管義務(10年間)などの規定により、再生品は再販する事業者が、認証取扱業者となり、再証明(オリジナルのメーカー認証とは別に、再販業者が取得する新たな認証)をされるべきである。

適合性評価機関から見た国際整合性のある 流通規律のための認証制度のアクションプラン

- 諸外国に向けての情報供与の活動
 - 国際会合への積極的な参加
 - 国際会合の開催
 - Q&Aセンター開設
- 国際整合性のため諸外国の基本制度の取り込み
 - 試験所監査制度
- 諸外国技術基準との比較による、技術部分(試験方法など)の同等性評価
- 更なる市場調査の推進も含めた認証制度の確保のための、継続的かつ普遍的な活動団体の確立
- 「技術基準適合性の確保」に特化した検討会の実施



ありがとうございました
Q&A

中西 伸浩

nob-nakanishi@dspr.co.jp

株式会社 ディーエスピーリサーチ

◆ 日本初の民間指定証明機関、指定認定機関 (電波法・電気通信事業法に基づく)

- 当社は、2002年指定公益法人要件の廃止後、改正電波法及び改正電気通信事業法に基づき、初めて総務大臣より指定された民間の録証明・認定機関です。現在は、登録証明・認定機関。
- また、1999年の認定試験事業者制度開始後、改正電気通信事業法に基づく初めての認定試験事業者です。

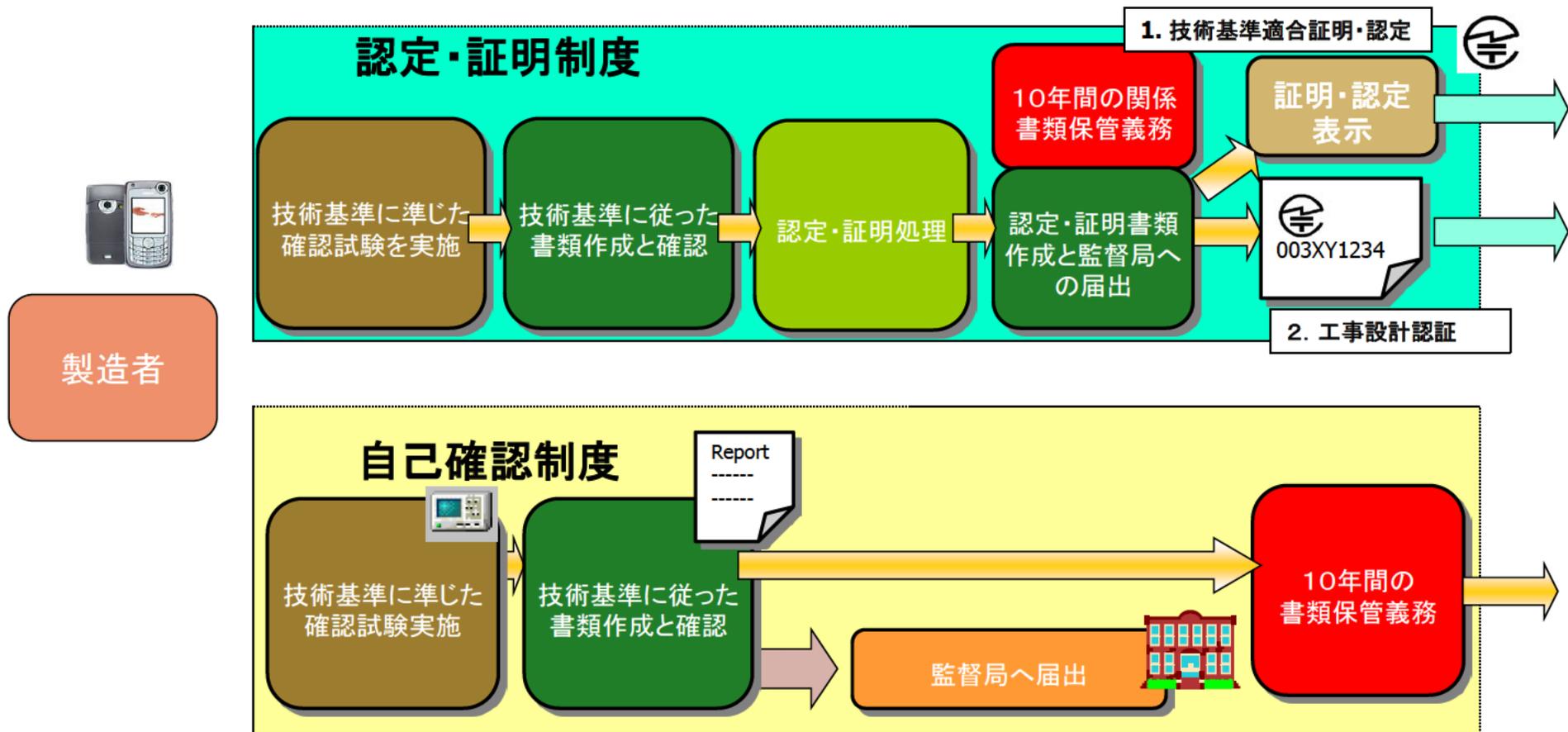
機関識別番号 003(電波法及び電気通信事業法)

認定試験事業者 1号(電気通信事業法)

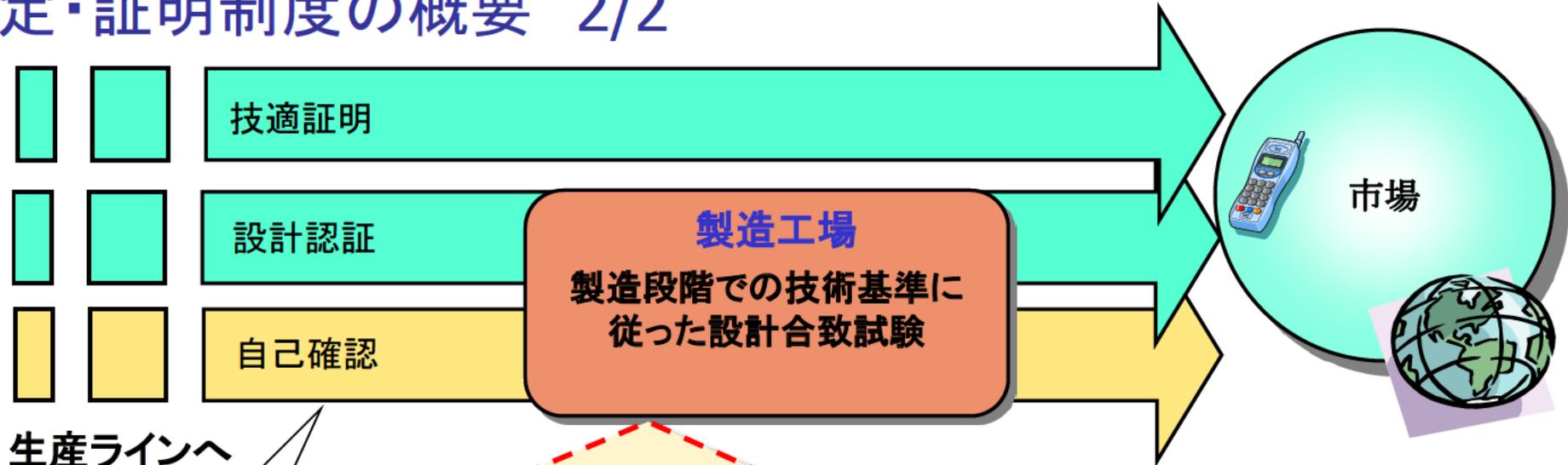
- 本社 : 兵庫県神戸市中央区港島南町
ポートアイランド2期工区 神戸医療産業都市 医療特区



認定・証明制度の概要 1/2



認定・証明制度の概要 2/2



生産ラインへ

法制化
日本
電波法、電気通信事業法
米国
FCC 47CFR
EU
R&TTE指令

